

和歌山県監査公表第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和 2 年和歌山県監査公表第 10 号）に準拠して実施した財政的援助団体等の監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 5 月 7 日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 佐 藤 武 治
和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

1 監査の対象

3 の監査対象機関の出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るもの

2 監査の着眼点

(1) 補助団体等について

補助金等の交付目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

(2) 出資・出捐団体について

ア 出資・出捐目的に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

イ 事業成績、財政状況等は、適正に決算諸表等に表示されているか。

(3) 公の施設の指定管理者について

ア 協定書及び事業計画書に沿って、事業が適正かつ効率的に執行されているか。

イ 民間の事業者の有するノウハウが適正に活用されているか。

(4) (1) ～ (3) 共通

当該財政的援助に係る出納事務は、適切に処理されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
学校法人大阪初芝学園	令和 6 年 2 月 13 日
西牟婁森林組合	〃
学校法人きのくに子どもの村学園	〃
社会福祉法人渉久会	〃
公益社団法人和歌山県観光連盟	〃
一般社団法人和歌山県青果物基金協会	〃
公益財団法人和歌山県人権啓発センター	〃
公益社団法人和歌山県青少年育成協会	〃
公益財団法人和歌山県民総合健診センター	〃
公益財団法人わかやま産業振興財団	〃
和歌山県住宅供給公社	〃
公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター	〃
一般財団法人和歌山県文化振興財団 (和歌山県民文化会館及び和歌公園指定管理者)	〃
公益財団法人和歌山県国際交流協会 (和歌山県国際交流センター指定管理者)	〃
一般社団法人木の国ガーデン (和歌山県植物公園緑花センター指定管理者)	〃
みんなでつくる和歌川河川公園の会 (和歌山県和歌川河川公園指定管理者)	〃
公益財団法人和歌山県下水道公社 (紀の川流域下水道及び紀の川中流域下水道指定管理者)	〃
紀の国はまゆう (紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場指定管理者)	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助等に係る出納その他の事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。
なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア みんなでつくる和歌川河川公園の会

所管課に対する注意事項

指定管理者に貸与している県有物品について、物品貸付調書による出納機関への通知がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

5 監査委員の除斥

和歌山県住宅供給公社の監査において、監査対象期間中に同公社役員であった佐藤武治委員について、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥とした。